

国立大学法人東京農工大学家畜伝染病発生予防規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学家畜伝染病発生予防規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第5章 家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬及び滅菌譲渡に関すること</p> <p>(病原体の滅菌譲渡)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 家畜伝染病病原体について、所持を要しなくなった場合においては、<u>文書で学長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 学長は、<u>前項の報告に基づき</u>、家畜伝染病予防法に基づく所定の届出を行った上で、実験責任者に対して、適切な無害化又は滅菌等（例えば、121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌、又はこれと同等以上の方法）を実施させなければならない。</p> <p>第6章 家畜伝染病病原体の受入れ、払出し及び移動の制限に関すること</p> <p>(病原体の受入れ、払出し及び移動の制限)</p> <p>第13条 病原体取扱主任者は、家畜伝染病病原体を新たに保管しようとするとき、又は<u>これらの家畜伝染病病原体を用いて新たに実験室を使用するとき</u>は、<u>予め学長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 病原体取扱主任者は、家畜伝染病病原体の外部機関への分与については、<u>予め学長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 病原体取扱主任者は、家畜伝染病病原体を外部から受け入れるときは、<u>予め学長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第5章 家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬及び滅菌譲渡に関すること</p> <p>(病原体の滅菌譲渡)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 病原体取扱主任者は、<u>家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体について、所持を要しなくなった場合においては、別に定める様式により、国立大学法人東京農工大学特定生物安全管理小委員会要項第3条に定める安全主任者の助言・確認を受けた後、学長の承認を予め受けなければならない。</u></p> <p>3 学長は、<u>前項に基づく承認を行った場合</u>、家畜伝染病予防法に基づく所定の届出を行った上で、実験責任者に対して、適切な無害化又は滅菌等（例えば、121℃、15分以上の高圧蒸気滅菌、又はこれと同等以上の方法）を実施させなければならない。</p> <p>第6章 家畜伝染病病原体の受入れ、払出し及び移動の制限に関すること</p> <p>(病原体の受入れ、払出し及び移動の制限)</p> <p>第13条 病原体取扱主任者は、家畜伝染病病原体<u>又は届出伝染病等病原体</u>を新たに保管しようとするとき、又は<u>これらを用いて新たに実験室を使用するとき</u>は、<u>別に定める様式により、安全主任者の助言・確認を受けた後、学長の承認を予め受けなければならない。</u></p> <p>2 病原体取扱主任者は、家畜伝染病病原体<u>又は届出伝染病等病原体</u>の外部機関への分与については、<u>別に定める様式により、安全主任者の助言・確認を受けた後、学長の承認を予め受けなければならない。</u></p> <p>3 病原体取扱主任者は、家畜伝染病病原体<u>又は届出伝染病等病原体</u>を外部から受け入れるときは、<u>別に定める様式により、安全主任者の助言・確認を受けた後、学長の承認を予め受けなければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	

附 則 (教規程第57号)

この規程は、平成26年1月27日から施行する。